蒲郡市任意予防接種費用助成金交付要綱

　（趣旨）

第１条　この要綱は、疾病の発生及びまん延を予防するため、予防接種法（昭和２３年法律第６８号）に規定する予防接種（以下「定期予防接種」という。）以外の予防接種（以下「任意予防接種」という。）に係る費用の一部を助成する蒲郡市任意予防接種費用助成金（以下「助成金」という。）の交付に関し、蒲郡市補助金等交付規則（昭和３８年蒲郡市規則第１７号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

　（定義）

第２条　この要綱において「実施医療機関」とは、国内の医療機関であって、次の各号のいずれかに掲げるものをいう。

⑴　一般社団法人蒲郡市医師会（以下「医師会」という。）の会員である医師であり、かつ、任意予防接種を実施することを承諾したものの属する医療機関（以下「指定医療機関」という。）

　⑵　任意予防接種を実施する他の市区町村の医療機関（以下「契約外の医療機関」という。）

　（対象となる任意予防接種）

第３条　この要綱による助成の対象となる任意予防接種は、実施医療機関で行う任意予防接種のうち、次に掲げるものとする。

　⑴　帯状疱疹に係る予防接種

　⑵　流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）ワクチンに係る予防接種

　⑶　骨髄移植手術等により接種済みの定期予防接種の予防効果が期待できないと医師に判断され、任意で再度行う定期予防接種のうちＡ類疾病に係る予防接種

（対象者）

第４条　助成の対象となる者（以下「対象者」という。）は、任意予防接種を受ける日において、蒲郡市の住民基本台帳に記録されている者であって、別表に定める要件に該当するものとする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認める場合は、この限りでない。

　（助成回数及び助成金額等）

第５条　助成回数及び助成金額は、別表に定めるところによるものとする。

２　前項の規定にかかわらず、対象者が負担した額が、同項の規定により定められる助成金の額に満たないときは、対象者が負担した額を助成するものとする。

３　医師の問診及び診察のみで任意予防接種を受けなかった場合は、当該問診及び診察に係る費用は、助成の対象としないものとする。

　（助成の方法）

第６条　前条に規定する助成金額は、次に定める方法により助成する。ただし、第３条第３号の規定による任意予防接種については、第２号の方法によるものとする。

⑴　指定医療機関で任意予防接種を受けた者は、当該任意予防接種に係る費用から前条に定める助成金額を差し引いた金額を指定医療機関に支払う。

⑵　契約外の医療機関で任意予防接種を受けた者は、蒲郡市任意予防接種費用助成金交付申請書（第１号様式。以下「申請書」という。）を市長に提出する。

　（事業の委託）

第７条　前条第１号に規定する業務は、医師会に委託して実施する。

２　医師会は、委託に係る経費を、請求書に必要な書類を添えて市に請求するものとする。

　（交付申請）

第８条　第６条第２号の規定により申請書を提出しようとする対象者（以下「申請者」という。）は、予防接種を受けた日から１２か月以内に申請書を市長に提出しなければならない。

２　前項の申請書には、任意予防接種に要した費用及び任意予防接種を受けたことを証明する書類その他市長が必要と認める書類を添えなければならない。

　（助成の審査及び結果の通知）

第９条　市長は、申請者から助成金の交付申請があったときは、その内容を審査し、交付又は不交付の決定を行い、蒲郡市任意予防接種費用助成金交付（不交付）決定通知書（第２号様式）により速やかに申請者に通知しなければならない。

２　市長は、前項の規定により助成金の交付の決定をしたときは、当該決定を受けた申請者の指定の口座に交付すべき助成金の額を振り込むものとする。

　（実績報告及び助成金額の確定）

第１０条　規則第１３条の規定による実績報告及び規則第１４条の規定による助成金の額の確定通知については、第８条の規定による交付申請及び前条の規定による交付の決定の通知をもってなされたものとみなす。

　（不正利得の返還）

第１１条　市長は、偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けた者があるときは、その助成金の全部又は一部を返還させることができる。

　（証拠書類等の保管）

第１２条　助成金の交付を受けた者は、交付申請及び交付決定に関する証拠書類を交付の決定を受けた日の属する年度の終了後５年間保存しなければならない。

　（予防接種事故）

第１３条　任意予防接種によって生じた事故の処理に要する費用及び救済処理に係る費用の支弁については、次によるものとする。

　⑴　指定医療機関で任意予防接種を受けた者は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成１４年法律第１９２号）及び蒲郡市予防接種事故災害補償規則（平成２２年蒲郡市規則第２０号）の定めるところにより、支弁するものとする。

　⑵　契約外の医療機関で任意予防接種を受けた者は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法の定めるところにより、支弁するものとする。

　（副反応に対する措置）

第１４条　副反応に係る診察に要した費用は、任意予防接種を受けた者の負担とする。

　（電子情報処理組織による手続の特例）

第１５条　市長は、この要綱に定める手続については、蒲郡市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（平成１８年蒲郡市条例第４４号）及び蒲郡市情報通信技術を活用した行政の推進に関する規則（平成１８年蒲郡市規則第７１号）の例により、電子情報処理組織を使用して行わせることができる。

　（雑則）

第１６条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成３０年６月１日から施行する。

附　則

１　この要綱は、令和３年１月１日から施行する。

２　この要綱の施行の際、改正前の蒲郡市任意予防接種費用助成金交付要綱の規定による第１号様式の用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附　則

　この要綱は、令和３年５月２２日から施行する。

附　則

この要綱は、令和４年５月１日から施行する。

　　附　則

　この要綱は、令和５年１２月１９日から施行する。

附　則

この要綱は、令和７年１月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

別表（第４条関係）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 種別 | 対象者 | 助成回数 | 助成金額（上限） |
| 帯状疱疹に係るもの | 水痘ワクチン | 接種時において、満５０歳以上の者（ただし、帯状疱疹定期予防接種の対象者及び帯状疱疹定期予防接種を接種済みの者を除く） | 対象者一人につき１回 | ２，０００円 |
| 帯状疱疹ワクチン | 接種時において、満５０歳以上の者（ただし、帯状疱疹定期予防接種の対象者及び帯状疱疹定期予防接種を接種済みの者を除く） | 対象者一人につき２回（１クール分） | １回あたり１０，０００円 |
| 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）ワクチンに係るもの | 接種時において、１歳から２歳の誕生日前日までの者 | 対象者一人につき１回 | ２，０００円 |
| 骨髄移植手術等により接種済みの定期予防接種の予防効果が期待できないと医師に判断され、任意で再度行う定期予防接種のうちＡ類疾病に係るもの | 接種時において、２０歳の誕生日前日までの者 | 定期予防接種に定める回数 | 市と医師会との間で締結する予防接種委託契約で定めた額 |